

## I 2021年度 林業労働安全性向上対策事業 募集要項

### 1 事業の趣旨

林業における産業別死傷年千人率（千人あたりの死傷者数）は、2019年度で20.8人（全産業平均の約9倍）と著しく高い水準にあります。また、林業従事者の高齢化率は他産業比で高く、林業従事者数も低迷するなど、林業従事者の確保のためにも労働安全性の向上は必須の課題となっています。

こうした環境を踏まえ、本事業では、**森林組合系統運動（以下、「系統運動」という）を踏まえた、労働安全性向上対策に取り組む森林組合等を対象**に、一定の防護機能を有する安全装備品および熱中症防止を目的とした空調服の購入費用について、農林中央金庫（以下、「農林中金」という）が一部助成を行うことにより、安全装備の普及率向上および労災発生率の低減等を通じた林業の労働安全性向上を目指してまいります。

### 2 用語の定義

本募集要項にかかる用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
助成対象団体	本事業の助成を受ける森林組合、森林組合連合会をいう。
販売会社	安全装備品を販売する、全国森林組合連合会、森林組合連合会、その他販売代理店等をいう。
系統運動	地域森林の適切な保全・利用と林業経営の更なる発展を目指して、おおむね5年に1度、策定する森林組合系統全体の運動方針をいう。
安全装備	一定の防護機能を有する安全装備品をいう。
助成／助成金	農林中金が実施する、本事業による助成／助成金をいう。
補助／補助金	行政（林野庁、地方公共団体）が実施する、「緑の雇用」等の補助事業による補助／補助金をいう。

### 3 助成対象団体

系統運動を踏まえた、労働安全性向上対策に取り組む森林組合・森林組合連合会を助成対象とします（前記取組を証する所定様式の提出が必要となります）。

## 4 助成対象装備

以下の条件を**すべて**満たす装備品を助成対象とします。

### (1) 装備の種類と安全基準

「Ⅱ 助成対象装備 基準表」のとおり、一定の防護機能を有する安全装備品または熱中症防止を目的とした空調服(※)であること。なお、基準表に記載がない商品についても、一定の防護機能を有する等と認められた場合においては、助成対象に含めます(農林中金の審査を要する)。

※ 空調服は、上期のみ募集実施。

### (2) 装備の購入期間

各募集開始日以降に購入した装備品であること。**在庫商品については原則として助成対象となりません。**

### (3) 装備の使用者とそれに対応した条件

#### a 直営班の場合

- ・ 装備品の使用者は、助成対象団体が直接雇用する現業職員(事務職員を含む)であること。
- ・ 装備品は、助成対象団体から使用者に対して無償で支給されること。

#### b 請負班の場合

- ・ 装備品の使用者は、助成対象団体と請負契約書(またはそれに準ずるもの)を締結し、かつ直近1年間(※)に1事業以上請負実績がある請負先が雇用する現業職員であること(一人親方を含む)。
- ・ 装備品は、助成対象団体から現業職員が所属する請負先に対し販売されること。販売価格については、助成対象団体と請負先の協議により決定する。

※ 各募集開始日を起算日とします。

#### c 組合員の場合

- ・ 装備品の使用者は、助成対象団体の組合員で、自ら林業を営む者(※)であること。
- ・ 装備品は、助成対象団体から組合員に対し販売されること。販売価格については、助成対象団体と組合員の協議により決定する。

※ 市町村のほか消防署や財産区等の行政機関に対する助成は認めていないが、行政職員であっても個人的に組合員である場合は支給可能。

#### d 林業大学校等の学生の場合

- ・ 装備品の使用者は、林業大学校等(※)に在籍する学生であること。
- ・ 装備品は、助成対象団体から林業大学校等に対し販売されること。販売価格については、助成対象団体と林業大学校等の協議により決定する。

※ 林業技術研修教育機関である林業大学校・林業アカデミーや高校・大学の林学科等の生徒を指します。

(4) その他

他の補助事業（林野庁「緑の雇用」等、県・市町村による補助事業等）による補助を受けていない商品であること（予定含む）。補助金の受給が判明した場合は、助成金の一部または全額について返還いただくほか、次年度以降の助成を認めない可能性もございますのでご注意ください。

ただし、販売会社を通じて助成を受ける「間接助成」の場合は、助成金と補助金の併給が可能です。

## 5 助成金額・助成率

(1) 農林中金が交付する助成金額は、助成対象団体が購入した助成対象商品の購入価格に、助成率30%を乗じた金額とします(※)。

※ 「間接助成」においては、あらかじめ助成後価格で販売します。助成後価格とは、通常販売価格から助成額を減じた金額を指します。助成額とは、助成基準価格（農林中金が定める価格）に助成率を乗じた金額を指します。

(2) 装備使用者本人が利用する限りにおいて、1団体あたりの助成金額および商品種類・個数の制限は特段設けておりません。ただし、「8 助成金の返還に関する事項」(3)に該当する行為を行わないことを前提とします。

## 6 募集期間

(1) 上期募集

2021年4月1日(木)～4月30日(金) 当日消印有効

※直接助成は郵送、間接助成は電子メールでの提出となります。

(2) 下期募集

2021年9月1日(水)～9月30日(木) 当日消印有効

※直接助成は郵送、間接助成は電子メールでの提出となります。

(3) 林業大学校等の学生への助成について

生徒の実習開始時期を考慮し、特例として申請書受理後すみやかに審査を実施し、通常よりも早い納品とします（間接助成のみ）。

## 7 応募方法

応募にあたっては、以下2つの応募方法から選択可能です（上期・下期それぞれ各1回まで申請可）。

間接助成（事前助成）	直接助成（事後助成）
特定の販売会社（※1）を経由し、間接的に助成を行う方法です。 ※1 全国森林組合連合会（2021年2月現在）	助成対象団体に対し、農林中金が直接助成を行う方法です。

※2 間接助成利用の際は、各連合会・組合に配布される「間接助成の事務処理」を併せてご参照ください。

## 8 助成金の返還に関する事項

助成対象団体は、以下に該当する行為を行った場合、助成金の一部または全額について返還いただくほか、以降の助成を受けられなくなる可能性もございますのでご注意ください。

### （1）補助金の受給

助成対象商品について、「緑の雇用」等他の補助事業による補助を受けた場合（**間接助成の場合は、補助金との併給可能**）。

### （2）虚偽の記載・報告

事前申請書や助成金申請書等の内容について虚偽の記載をした場合や、安全装備使用者の情報や領収書・納品書等を偽造した場合。

### （3）不正転売等による不当利得

助成対象商品を、自らの購買事業の在庫商品として購入した場合。また、本事業の趣旨から逸脱し、当該商品を他の事業体等へ転売する等により、不当な利得を得た場合。

## 9 個人情報の取扱いについて

本事業により入手した安全装備使用者にかかる個人情報は、農林中金および必要な関係者が個人情報保護に関する法令を遵守し、適切に管理を行います。

当該個人情報は、本事業に関する事項として、その手続きのためのみに利用しません。

## 10 問合せおよび資料請求先

本事業にかかるお問合せは、下表の連絡先までお願いします。

### 2021年度 林業労働安全性向上対策事業に関するお問合せ先

- (1) 助成事業全般に関すること  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町 1-13-2 DNタワー21  
農林中央金庫 営業企画部 森林班 (TEL 03-5220-9555)
- (2) 系統運動に関すること  
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1丁目9番16号 丸石第2ビル6階  
全国森林組合連合会 組織部 (TEL 03-6700-4735)
- (3) 系統購買に関すること  
全国森林組合連合会 系統事業部 購買課 (TEL 03-6700-4734)
- (4) 割賦利用に関すること  
JA 三井リース(株) 食農ビジネス推進部 加藤 (TEL 03-6775-3522)

以上

## Ⅱ 助成対象装備 基準表

### 1 用語の定義

用語	定義
Class1	欧州の安全認証（EN381-5）において、秒速 20m で回転するソーチェンが接触した際、瞬時に回転を止める機能を有する防護服に与えられる認証。
Class1 相当	欧州の安全認証（EN381-5）に沿って性能試験を実施し、秒速 20m で回転するソーチェンが接触した際、瞬時に回転を止める機能を有するもの。

### 2 助成対象装備

対象商品の分類	分類の定義	選定基準
a チェーンソー防護ズボン	チェーンソー作業時に着用するズボン及びその付属品（サスペンダー、延長ベルト等）	JIS T8125-2 と同等以上の性能を有するもの
b チェーンソー防護チャップス	チェーンソー作業時に着用するチャップス	チェーンソー防護ズボンと同等の性能があると認められるもの
c チェーンソー防護ブーツ	チェーンソー作業時に着用するブーツ	Class1 または Class1 相当 以上
d 安全靴 安全長靴 安全地下足袋	チェーンソー作業時以外に使用する履物	安全靴は、JIS 規格 S 種または JSAA 規格を取得しているもの。長靴や地下足袋は、先芯入りスパイク付のもの。
e 林業用ヘルメット	作業用ヘルメットとして、バイザー・イヤマフ・アゴ紐がセットになったもの	厚生労働省が定める、飛来・落下物用安全帽（保護帽）の検定合格品。
f 林業用手袋	林業向けの手袋	振動軽減機能や耐切創機能等の付加機能を備えたもの。
g 林業用ジャケット	林業向けのジャケット	高視認性や耐切創機能等の付加機能を備えたもの（レインウェア含む）。
h かかり木処理器具 伐倒補助器具	フェリングレバーや伐倒方向指示装置、伐倒研修キット等	同左
i その他労働安全性向上に資する用品	上記以外で、刃物類から身体を保護する用品（脚絆、腕カバー等）、落下防止器具（安全帯等）、緊急通報ハンマー	同左
j 防虫・防獣・救急用品	虫や獣等の被害から身を守るための用品（ポイズンリムーバー、ハチ防護服、ハチ除けスプレー等）、止血剤や救急セット等の救急用品	同左
k 熱中症対策装備品 <u>※上期のみ</u>	熱中症防止のためのファン付ジャケットやクールインナー等の装備品	同左。バッテリー等付属品のみの購入は原則不可。